

第3次「山口県消費者基本計画」(素案)の概要

第1章 計画改定の趣旨等

1 計画改定の趣旨

現行計画の期間満了(平成30年3月)と、国における消費者行政や社会経済情勢の変化などを踏まえ改定

2 計画の位置づけ

消費生活条例及び消費者教育推進法に基づく、県の消費者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本指針

3 計画の目的及び基本理念

(目的) 県民の消費生活の安定と向上を図ること

(基本理念) ① 消費者の権利の尊重
② 消費者の自立の支援

4 計画の期間

2018年度から2022年度まで(5年間)

第2章 消費者を取り巻く現状と課題

1 現状

(1) 社会経済情勢の変化

- ・少子高齢化の急速な進行や高齢独居化
- ・急速な情報化社会への進展等に伴い、日々、相談内容が複雑化・多様化
- ・消費者の多様な消費行動や意識の変化等

(2) 国の動き

- ・改正消費者安全法、消費者教育推進基本方針等の施行
- ・民法改正による成年年齢引下げに向けた動き等

(3) 県の動き

- ・消費生活センターの本庁統合に伴う関係課等との連携強化

(4) 市町の動き

- ・消費生活センターの全市設置
- ・消費生活相談員の全市町配置等

(5) 県消費生活センターの役割と相談の現状

- ・広域的な事案への対応や市町への相談支援
- ・高齢者の相談件数が増加傾向等

2 課題(項目は「施策の展開」と同じ5つ)

現 状	課 題(新規・拡充分)
高齢独居化、高齢者の相談増 地域見守りネットワークの法規定	・被害防止に向けた取組 ・団体・事業者との連携・協働
相談体制は一定程度整備 相談内容は日々複雑化・多様化	消費生活相談の充実
国の基本方針 ・自立した消費者の育成が急務 ・自立支援の人材育成が必要	・地域リーダーの活動の促進 ・消費者向け情報の発信・提供 ・自立支援を担う人材の育成
多様な消費行動や意識の変化 国によるエシカル消費の推進	人や社会・環境に配慮した消費行動の推進
民法改正による成年年齢引下げに向けた動き等	・成年年齢引下げへの対応 ・消費者教育推進の体制強化

第3章 施策の展開

○ 基本的な考え方

- ・前章に掲げた消費者を取り巻く現状と課題を踏まえ、5つの項目を柱に、19の施策(現行計画:15施策)を推進

1 消費生活における安心・安全の確保

(1) 商品及びサービスの安全性の確保等

(2) 生活関連物資の安定供給等

(3) 消費者取引の適正化

拡(4) 被害防止に向けた取組

- ・市町における地域見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会。以下「協議会」)の設置促進

2 消費生活相談の充実、紛争の適切な解決の促進

拡(1) 消費生活相談の充実

- ・時代に即した相談対応等を学ぶ、より実践的な研修への転換
- ・県相談員の実践的な助言による市町相談対応力の向上

(2) 紛争の適切な解決の促進

3 消費者の自立に向けた支援

(1) 消費者団体等の活動の促進

新(2) 地域におけるリーダーの活動の促進

- ・育成したリーダーの活用への転換
- ・協議会の構成員としての活用を促進
- ・市町における消費生活協力員としての活用を促進

拡(3) 人や社会・環境に配慮した消費行動の推進

- ・イベント・講座の開催やホームページ等による「エシカル(倫理的)消費」の理念に関する普及啓発
- ・消費者団体等との協働による環境に配慮した消費行動の普及啓発

新(4) 消費者向け情報の発信・提供

- ・ホームページ上での学習機能の充実
- ・「やまぐち・くらしの安心ネット」を活用した、高等学校・大学等への消費生活情報の配信
- ・同年代(高校生・大学生)の啓発活動の核となる大学生のリーダー(以下「学生消費者リーダー」)を活用した効果的な啓発手法の開発及び実践

(5) 消費者の意見の反映

4 消費者教育の推進

(1) 地域における消費者教育

(2) 学校等における消費者教育

(3) 消費者の特性に配慮した消費者教育

新(4) 成年年齢引下げへの対応

- ・消費者教育の講座を通じて、学生消費者リーダーを育成
- ・学生消費者リーダーを活用した効果的な啓発手法の開発及び実践〔再掲〕
- ・「やまぐち・くらしの安心ネット」を活用した、高等学校・大学等への消費生活情報の配信〔再掲〕

拡(5) 消費者の自立の支援を担う人材の育成

- ・協議会の構成員を対象とした資質向上研修の実施
- ・地域における見守りを行う事業者の資質向上研修の実施
- ・学生消費者リーダーの育成〔再掲〕

新(6) 消費者教育の推進に係る体制強化

- ・消費生活審議会に「消費者教育推進部会」を設置し、学校教育等での効果的な支援方法を検討

5 国・他の自治体、学校や消費者団体等との連携・協働

(1) 国・他の自治体との連携

拡(2) 学校や消費者団体をはじめとする各種団体・事業者との連携・協働

- ・事業者と連携した地域における見守り活動の促進

新〔評価指標〕

1 県内各市における消費者安全確保地域協議会の設置率	100%
2 県・市町消費生活相談員の研修参加率	100%
3 被害発生時相談先としての消費生活センターなどの選択率	70%
4 高等学校・大学等の「やまぐち・くらしの安心ネット」の活用率	100%
5 消費者被害防止見守り協力事業者数	150事業者

第4章 計画の推進

1 推進体制

国や他の都道府県、市町、関係団体等との緊密な連携により計画を推進

2 進行管理

毎年度、消費者施策の評価・検証を行い、社会経済情勢の変化等に応じて見直しを実施

